

船体横傾斜時における水先人用移乗設備に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

船体横傾斜時における水先人用移乗設備に関する事項

改正理由

船舶に備える水先人用移乗設備の仕様を規定する SOLAS 条約第 V 章第 23.3.3 規則においては、水面から船舶への出入り口までの距離が 9m を超える場合には、水先人用はしごと併用した船側はしごを用いる旨規定している。

当該規定について、水面から船舶への出入り口までの距離の算定に際し船体横傾斜を考慮する旨の統一解釈が 2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC94) において MSC.1/Circ.1495 として承認されたものの、2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回航行・無線通信・探索救助小委員会 (NCSR3) において、同解釈の更なる見直しが行われた。

その結果、水面から船舶への出入り口までの距離の算定において、船体横傾斜は設計要件ではないことが合意されたことから、当該距離の算定に際し、船体横傾斜を考慮する必要はない旨の統一解釈が MSC.1/Circ.1495 の改正案として改めて作成され、2016 年 11 月に開催された MSC97 において、MSC.1/Circ.1495/Rev.1 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1495/Rev.1 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 水先人用移乗設備について、水面から船舶への出入り口までの距離を算定する際には船体横傾斜を考慮する必要はない旨規定した。
- (2) 水先人用はしごと併用して船側はしごを用いた設備とする場合にあって、当該設備の水先人用はしごは、水先人用はしご単独の設備とする場合と同様の要件に適合する必要がある旨明確化した。

改正条項

安全設備規則検査要領 4 編 2.3